

総務大臣
松本剛明 殿

統計委員会委員長
椿 広 計

諮問第187号の答申
令和3年社会生活基本調査及び2019年全国計構造調査に係る
匿名データの作成について

本委員会は、諮問第187号による令和3年社会生活基本調査及び2019年全国計構造調査に係る匿名データの作成について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 計画の適否

諮問第187号「令和3年社会生活基本調査及び2019年全国計構造調査に係る匿名データの作成について」（以下「本計画」という。）は、総務省統計研究研修所における検証結果を踏まえて審議した結果、以下のとおり、調査回答者の匿名性及び学術研究等における有用性が確保されるものと認められることから、本計画でこれらの匿名データを作成することは、適当である。

2 理由等

(1) 本計画の概要

社会生活基本調査については、5年おきに実施され、平成3年（調査票Bは平成13年）から平成28年までの調査の匿名データが作成されている。また、全国計構造調査（前身の全国消費実態調査を含む。）については、5年おきに実施され、平成元年から平成26年までの調査の匿名データが作成されている。

本計画では、年次を追加し、令和3年社会生活基本調査及び2019年全国計構造調査の匿名データを作成し、前者は今年度中から、後者は来年度から、それぞれ提供する予定としている。

本計画については、総務省統計研究研修所による検証を経て、従来の「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」（以下「処理基準」という。）をおおむね踏襲しつつ、調査内容の変更及び匿名性確保の観点に基づく見直しを行っているものである。

(2) 令和3年社会生活基本調査に関する処理基準の変更内容

本計画の処理基準では、匿名化処理に係る「しきい値」について従来の考え方を踏襲しつつ一律ではなく事項ごとの構成割合及び度数により匿名化処理を必要に応じて行うこととしている。また、表1のとおり、調査内容の変更等に対応している。

これについては、匿名性が確保されるとともに有用性も確保されていることから、適当である。

表1 調査内容及び匿名化処理の変更（廃止された調査事項を除く）

項目	調査事項 調査の変更内容（※）	匿名化処理の変更内容		
新規の調査事項	慢性的な病気や長期的な健康問題（調査票A・B）	そのまま提供		
		日常生活への支障の程度（調査票A・B）	一部選択肢を統合	
		調査票情報	匿名データ	
		日常生活に非常に支障がある 支障は6か月以上継続している	統合	
		日常生活に非常に支障がある 支障は6か月以上継続していない		
		日常生活にある程度支障がある 支障は6か月以上継続している	統合	
		日常生活にある程度支障がある 支障は6か月以上継続していない		
	日常生活に支障はない	そのまま提供		
調査対象の変更	ふだん介護を受けていますか（調査票A・B） ※世帯主が世帯について記入する方式から、各世帯員が記入する方式に変更されたため、介護を受けている世帯員数の把握が可能	介護を受けている世帯員が3人以上の世帯を削除		
継続の調査事項のうち匿名化処理を変更するもの	教育（調査票A・B）	一部選択肢を統合（変更部分のみ）		
		調査票情報	前回匿名データ	今回匿名データ
		卒業 小学	統合	統合
		卒業 中学		
	在学したことがない	そのまま提供		

※ その他、「学習・自己啓発・訓練について」（調査票A）、「スポーツについて」（調査票A）、「趣味・娯楽について」（調査票A）、「スマートフォン・パソコンなどの使用について」（調査票A）及び「生活時間について」（調査票A・B）の調査事項において、選択肢等の変更に伴う対応がある。

（3） 2019年全国家計構造調査に関する処理基準の変更内容

本計画の処理基準では、簡易調査の導入などの調査体系の見直しによってもおおむね同基準の踏襲が妥当との検証がされている。ただし、利便性を図るため、その体系に応じて、表2のとおり、二種類の匿名データファイルを作成することとしている。

また、社会生活基本調査と同様の「しきい値」の対応を行うとともに、表3のとおり、調査内容の変更等に対応している。

これについては、匿名性が確保されるとともに前回並みの有用性も確保されていることから、早期の提供を図る観点から適当である。ただし、「3 今後の課題」で示すとおり、次回調査では有用性をより高める観点からの検討が必要である。

表2 全国家計構造調査の匿名データの構成

ファイル	収録する調査票の調査事項	調査の区分
家計総合集計（細分類）データ	世帯票の事項 家計簿の事項	<ul style="list-style-type: none"> 基本調査対象の世帯 家計調査世帯特別調査対象の世帯 全国単身世帯収支実態調査対象の単身世帯
所得資産集計データ	世帯票の事項 年収・貯蓄等調査票の事項	上記世帯に加え、 <ul style="list-style-type: none"> 簡易調査対象の世帯

※1 個人収支状況調査については前回と同様に匿名データの対象としない。

※2 これらのデータ間で同一世帯を連結するための世帯リンクキーを付与する。

表3 調査内容及び匿名化処理の変更（廃止された調査事項を除く）

項目	調査事項等 調査の変更内容（※）	匿名化処理の変更内容
新規の調査事項 <世帯票>	世帯人数	そのまま提供 なお、世帯人員・就業人員が8人以上の世帯は削除
	ふだんの1週間の就業時間	そのまま提供
	月々支払っている家賃及び住宅ローン	支払いの有無はそのまま提供 金額は、二人以上世帯及び単身世帯で地域区分ごとの出現頻度によりしきい値を設定しトップコーディング
新規の調査事項 <年収・貯蓄等調査票>	親族などに仕送りをした額	そのまま提供
	企業年金の掛金（本人負担分のみ）	掛金・税の支払いの有無はそのまま提供 金額は、二人以上世帯及び単身世帯で地域区分ごとの出現頻度によりしきい値を設定しトップコーディング
	固定資産税・都市計画税	同上
	自動車税・軽自動車税・自動車重量税	同上
継続の調査事項 の変更等	集計用乗率	従前は地域特定がされる方法で計算されていたため再付与。今回は計算方法を改め地域特定がされないためそのまま提供。
	就学状況<世帯票> ※選択肢を変更するとともに、 全世帯員の就学状況を調査する項目に変更	そのまま提供
	仕事の種類（職業分類）、勤め先の企業区分・規模<世帯票> ※世帯主の仕事のみを捉えるように変更。企業規模は5区分から8区分に増加	そのまま提供

項目	調査事項等 調査の変更内容（※）	匿名化処理の変更内容														
	要介護・要支援認定の状況<世帯票> ※個人単位から世帯単位に変更し、要介護・要支援の認定を受けている人の人数を把握	提供に変更。ただし、一部選択肢を統合。また、「要介護認定」及び「要支援認定」の人数は提供しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査票情報</th> <th>匿名データ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護認定を受けている人がいる</td> <td rowspan="2">統合</td> </tr> <tr> <td>要支援認定を受けている人がいる</td> </tr> <tr> <td>認定を受けている人はいない</td> <td>そのまま提供</td> </tr> </tbody> </table>	調査票情報	匿名データ	要介護認定を受けている人がいる	統合	要支援認定を受けている人がいる	認定を受けている人はいない	そのまま提供							
調査票情報	匿名データ															
要介護認定を受けている人がいる	統合															
要支援認定を受けている人がいる																
認定を受けている人はいない	そのまま提供															
	3か月以上不在の家族について<世帯票>	入院や学業により不在の人数が多い世帯は削除														
	現住居以外の住宅をあなた又はあなたの家族名義で所有していますか<世帯票>	提供に変更														
	現居住地以外の土地（住宅用）をあなた又はあなたの家族名義で所有していますか<世帯票>	提供に変更														
	購入形態<家計簿> ※3区分から9区分に増加	本体集計と同じ区分に統合して提供 <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査票情報</th> <th>匿名データ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金</td> <td rowspan="5">統合</td> </tr> <tr> <td>ポイント</td> </tr> <tr> <td>商品券</td> </tr> <tr> <td>デビットカード</td> </tr> <tr> <td>口座間振込等</td> </tr> <tr> <td>自分の店の商品</td> <td rowspan="3">統合</td> </tr> <tr> <td>クレジットカード、掛買い、月賦</td> </tr> <tr> <td>電子マネー（ポストペイ）</td> </tr> <tr> <td>電子マネー（プリペイド）</td> <td>そのまま提供</td> </tr> </tbody> </table>	調査票情報	匿名データ	現金	統合	ポイント	商品券	デビットカード	口座間振込等	自分の店の商品	統合	クレジットカード、掛買い、月賦	電子マネー（ポストペイ）	電子マネー（プリペイド）	そのまま提供
調査票情報	匿名データ															
現金	統合															
ポイント																
商品券																
デビットカード																
口座間振込等																
自分の店の商品	統合															
クレジットカード、掛買い、月賦																
電子マネー（ポストペイ）																
電子マネー（プリペイド）	そのまま提供															

※ その他、「単身世帯の形態」（世帯票）、「住居の延べ床面積」等（世帯票）、「住居の所有関係」（世帯票）、「住居の敷地面積」（世帯票）、「住居の建築時期」（世帯票）、「細分類（品目分類）」（家計簿）及び「用途分類」（家計簿）の調査事項において、選択肢等の変更に伴う対応がある。

3 今後の課題

本計画における全国家計構造調査の匿名データのうち家計簿の購入形態については、処理基準に基づき本体集計の区分と同様に、「現金」とそれ以外の「ポイント」などの項目を統合することとしている。これについては、今後の本体集計の区分も含め、キャッシュレスかどうかを把握する観点から「現金」を区分するなど利用者ニーズへの対応について検討する必要がある。